

## 令和2年度筑波大学研究基盤支援プログラム（Sタイプ）審査要項

筑波大学研究基盤支援プログラムの審査は、以下の手順・方法等により行うものとする。

### I. 審査手順・方法

#### (1) 審査

審査は、3名の副学長（研究、教育、総務・人事）を委員とする審査委員会により実施する。また、必要に応じて面接審査を実施できるものとする。

審査委員会委員は、書面の審査に当たっては、別紙「審査における評価基準等」の各要素に着目しつつ、幅広い見地から総合的に評価を行う。

#### (2) 採択研究課題候補の選定

採択研究課題候補の選定は、審査委員会の審査結果を基に、本プログラムの目的に照らして、下表により、採択研究課題候補を研究担当副学長が選定する。

なお、ボーダーにおいて評点が同点の場合、女性研究者の課題に配慮する。

区分	評価
A	採択研究課題候補とする。
B	余裕があれば、採択研究課題候補とする。
C	採択しない。

#### (3) 採択研究課題の決定

採択研究課題の決定は、研究推進会議において採択研究課題候補に基づき、本プログラムの目的に照らして決定する。

### II. その他

#### (1) 公開等

- 1) 審査の透明性・公正性の確保の観点から、申請数・採択数・採択課題等の情報を学内に公開する。また、申請した研究課題に対しては、評価順位等をフィードバックする。
- 2) 審査結果（採択された研究課題）は、ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。

#### (2) 利害関係者の排除

当該研究課題に関与している審査委員会委員は、当該事案についての審査・評価（書面審査）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

その他、審査委員会委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合については、個別に判断する。

#### (3) 秘密保持

- ・ 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

## 審査における評価基準等

本審査に当たっての評価項目ごとの評価基準等は、以下のとおりとする。

※（ ）内は、申請書及び任用時に本学に提出した履歴書、研究業績目録、教育・研究の計画及び抱負の参照箇所。

## 【種目Sタイプ】

## I. 研究課題・研究目的

(申請書の「研究概要」)

- ① 斬新なアイデアを有し、独創性や革新性が認められるか。
- ② 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。

## II. 研究計画・方法の妥当性

(申請書の「研究計画」、任用時に本学に提出した「教育・研究の計画及び抱負」)

研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものになっているか。

## III. 期待される研究成果

(申請書の「研究概要」、任用時に本学に提出した「教育・研究の計画及び抱負」)

優れた研究成果の創出が期待できるか。

## IV. 申請経費

(申請書の「申請経費の明細」)

- ・ 研究目的や研究計画・方法と申請経費との整合性が認められ、本経費が有効に使用されることが見込まれるか。
- ・ 設備備品の購入経費は研究遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・ 設備備品費が経費全体の50%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

## V. これまでの研究業績・受賞歴及び研究成果

(任用時に本学に提出した「履歴書」及び「研究業績目録」)

これまでの研究業績・受賞歴等から見て、研究計画に対する優れた研究能力を有しているか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

## VI. 総合評価

上記 I～V の評価項目の各着目点、評価結果を通じて、以下の点を考慮し、当該研究課題全体の総合評価を行う。

- ① 斬新なアイデアと自由な発想のもと主体的な研究となっているか。
- ② 計画の規模の大小にとらわれず、計画の将来性・発展性を考慮するとともに、特定の学問分野、研究領域等に偏らず、幅広い分野の優れた計画を選定する。

評点区分	評価基準	評点配分の目安
5	非常に優れている	申請課題の10%
4	優れている	申請課題の20%
3	良好である	申請課題の40%
2	やや不十分である	申請課題の20%
1	不十分である	申請課題の10%